

第2次

秋田市子ども読書活動 推進計画



秋田市立図書館キャラクター「うさこファミリー」

平成29年3月

秋田市教育委員会

目次

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 国・県の動向 1
- 3 計画の位置づけ 1
- 4 計画の期間 2
- 5 計画の対象範囲 2

第Ⅱ章 子どもの読書活動の現状と課題

- 1 乳幼児の読書活動 3
- 2 小・中・高校生の読書活動 4
- 3 読書関係ボランティアの活動 6
- 4 図書館の活動 6

第Ⅲ章 計画の目標および体系

- 1 計画の目標 9
- 2 計画の体系 9

第Ⅳ章 子どもの読書活動推進のための取組

- 1 家庭・地域における読書活動の推進 10
- 2 保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動の推進 12
- 3 小・中学校における読書活動の推進 13
- 4 図書館における読書活動の推進 15

資 料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律 18
- 第2次秋田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 20
- 第2次秋田市子ども読書活動推進計画策定経過 21

1 計画策定の趣旨

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月法律第154号）」（以下「子ども読書活動推進法」という。）に基づき、本市の子どもが、家庭や地域、学校など様々な場において、日常的に本と親しむことができる充実した読書環境の整備を図るため、平成24年に「秋田市子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校、行政等が一体となって取り組む必要があることから、これまでの取組の成果や課題を検証するとともに、子どもの読書活動を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、「第2次秋田市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 国・県の動向

国においては、平成25年5月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次基本計画）」を策定し、家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組や子どもの読書活動を支える環境の整備、子どもの読書活動に関する意義の普及を基本的方針とし、必要な事項や方策を示しました。

また、秋田県においても、家庭、学校・職場、地域における読書活動の推進と県民協働による読書活動の推進を施策の柱とした「第2次秋田県読書活動推進基本計画」を平成28年3月に策定し、様々な取組を行うこととしています。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども読書活動推進法第9条第2項に規定する、「当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」として策定します。

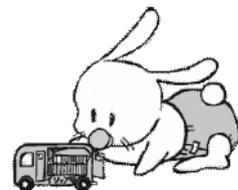
また、本市教育の目指すべき方向を示す「秋田市教育ビジョン」を上位計画とし、関連する計画との整合性を保ちながら、子どもの読書活動に関する施策を実施していきます。

4 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

5 計画の対象範囲

計画の対象は、子ども（おおむね18歳以下の者）としますが、家庭、地域、学校、図書館^{※1}等の子どもの読書活動と関わりのある市民や団体も対象とします。



※1 この計画における「図書館」は秋田市立図書館を指す。

1 乳幼児の読書活動

[これまでの取組および成果]

乳幼児に対しては、図書館、子ども未来センター、公民館、市民サービスセンター等において絵本の読み聞かせやおはなし会を行ったほか、4か月以上1歳未満の乳児と保護者を対象にした「ブックスタート推進事業」^{※2}を平成25年度から実施し、図書館の司書などによる絵本の読み聞かせを通して、親子の絆づくりを支援しました。「ブックスタート推進事業」に参加した保護者を対象に平成27年度に実施したアンケート結果によると、事業をきっかけに図書館の催しに子どもを連れて行こうと思った保護者の割合は99.2%となっており、乳幼児向けのおはなし会への参加や図書館利用の増加に結びつきました。

また、市が交付するクーポン券を使って書店で絵本と引換えができる「親子の絵本プラン（在宅子育てサポート事業）」^{※3}を実施するとともに、おすすめの絵本リストを市内の保育所・幼稚園・認定こども園等を通じて保護者に配布するなど、家庭や保育所等において乳幼児が本に親しむ環境づくりに努めました。

◆「ブックスタート推進事業」実績（平成25年8月から実施）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施回数	73回	160回	171回
参加者数	386組	894組	896組

◆「親子の絵本プラン」利用者数（延べ人数）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者数	3,067人	2,789人	2,561人	2,514人

※2 ブックスタート推進事業

1992年に英国バーミンガムで誕生した、すべての赤ちゃんと保護者に対して無料で絵本を手渡す運動。本市では、図書館や市民サービスセンターの子育て交流広場等において、4か月以上の0歳児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせを通じた親子の絆づくりを支援する事業として実施している。

※3 親子の絵本プラン（在宅子育てサポート事業）

本市が実施している、保育所等に通っていない就学前児童を養育している世帯を対象とした在宅子育てサポート事業で提供するサービスの一つ。サービスを利用する方は、市からクーポン券の交付を受け、登録を受けた書店において、図書館が推薦した本と引き換えることができる。

[今後の課題]

(1) 家庭における読書活動の推進

近年、情報化の進展に伴い、様々なゲーム機やスマートフォン、タブレット端末が普及したことなどもあり、絵本を通じた親子のふれあいの時間が少なくなることが懸念されています。

子どもが乳幼児期から本に親しむ機会をつくるためには、保護者の読書に対する興味・関心が大きく影響することから、今後も保護者に対し、読み聞かせの楽しさや読書の大切さを伝えるとともに、図書館利用にもつながる「ブックスタート推進事業」の利用促進に向けて更なる周知を図る必要があります。

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動の推進

保育所・幼稚園・認定こども園等では、絵本や紙芝居の読み聞かせなどのほか、誕生会での絵本のプレゼント、絵本コーナーの設置など、読書を推進する様々な活動が行われています。

子どもの読書に対する関心を高めるためには、年齢や発達に応じた選書や読み聞かせが大切であり、図書の充実のほか、保育士や教諭の読書に関する知識の向上が求められます。各施設からは、図書館による支援を望む声もあることから、施設職員が集まる機会を捉えて図書館からの情報提供や研修を行うなど、支援の充実に努める必要があります。

2 小・中・高校生の読書活動

[これまでの取組および成果]

小・中学校においては、学校図書館担当教員の計画のもと、学校図書館サポーター^{※4}などの協力を得ながら、全校読書活動^{※5}、読み聞かせ、ブックトーク^{※6}、図書委員会を中心とした本の紹介や読書マラソン^{※7}などに取り組みました。

※4 学校図書館サポーター
各校の学校図書館担当教員の計画のもと、環境整備や読書活動の支援を行う職員。図書館に配置された学校図書館サポーターを市立全小・中学校へ派遣している。

※5 全校読書活動
各校の教育計画に基づき、学年又は全校で一斉に読書を行うこと。

※6 ブックトーク
司書教諭などが、一つの主題のもとに4～5冊程度の本を選び、その内容や著者、絵作者（画家）などについて話し、読書への意欲を喚起しようとする手法の一つ。学校図書館では読書指導の一環として行われる。

※7 読書マラソン
本を読んだ冊数やページ数などを記録することにより、子どもを読書に主体的に関わらせるための取組。

学校図書館担当教員と学校図書館サポーターとの合同研修会においては、学校図書館運営についての共通理解を図ったほか、図書館が行った選書体験で小・中学生が選んだ本を学校図書館の選書や読書案内に役立てるなど、学校図書館の魅力向上に努めました。

図書館では、読書の大切さを記載したチラシを小・中・高等学校に配布したほか、中高生向けの読書案内の発行、学習スペースへの情報コーナーの設置（フォンテ文庫）、小学生を対象とした読み聞かせ体験や高校生へのワークショップなどを実施し、小・中・高校生の読書活動を支援しました。

◆読書活動に関する各校の取組状況（「教育活動の状況等に関する調査」より）

活動内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全校読書活動の実施	小学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	中学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
読み聞かせやブックトークの実施	小学校	100.0%	100.0%	97.8%	100.0%
	中学校	21.7%	20.8%	33.3%	34.8%
図書委員会などを中心とした本の紹介や読書マラソン等の実施	小学校		91.1%	88.9%	97.7%
	中学校		33.3%	83.3%	82.6%

[今後の課題]

(1) 学校における読書活動の推進

小・中学校においては、学校図書館サポーターとの連携により読書環境が整備され、読書活動に関する取組が充実してきたことから、今後も、サポーターの効果的な活用が図られるよう、学校と図書館が連携を図る必要があります。

また、各校においては、学校図書館の一層の利用促進に向けて、図書の充実や各教科における学校図書館を活用した学習指導の活性化に努めることが求められます。

(2) 読書への意欲・関心の向上

平成28年度の全国学力・学習状況調査によると、本市においては小学6年生の19.7%、中学3年生の29.8%が学校の授業時間以外に普段（月～金曜日）全く本を読まないと回答しています。

高校生については、秋田県が県内の公立高校2年生を対象に実施している調査によると、1か月に1冊も本を読まない生徒の割合は40%台で推移しています。

今後も、本を読まない子どもたちが読書への意欲を高められるよう、それぞれの年代に応じて読書の楽しさや大切さが伝わる取組を行う必要があります。

3 読書関係ボランティアの活動

[これまでの取組および成果]

図書館においては、保育士等をめざす学生ボランティアの募集を行い、ボランティア会員の確保を図りました。

小・中学校では、学校図書館サポーターが、各学校のボランティアや保護者に対し、本の補修や読み聞かせ、学校図書館の環境整備などについて講習等を行う機会が増加しました。

図書館ボランティアについては、図書館が発行する図書館だよりなどで活動内容を市民に紹介するとともに、新刊案内や読み聞かせ資料リストの配布などにより、活動の支援に努めました。

[今後の課題]

子どもの読書活動を推進する上で、図書館や地域で活動しているボランティアの協力は欠かせないことから、今後も読書関係ボランティアの活動の支援に努め、連携を図る必要があります。

また、図書館で活動しているボランティア団体によっては、高齢化等による会員の減少も見られることから、新たな会員の養成に努める必要があります。

4 図書館の活動

[これまでの取組および成果]

図書館では、平成25年度から新たに「ブックスタート推進事業」を実施したことにより、乳幼児と保護者が図書館を利用する機会が増え、おはなし会などへの参加者が増加しました。保育所等への読み聞かせ資料の貸出しや、学校図書館サポーターを通じた学校への貸出しも増加しています。

また、中央図書館明德館において赤ちゃんタイム^{※8}を設定したほか、ベビーカーやベビーキーパー、おむつ交換台を設置し、来館した乳幼児と保護者が安心して図書館を利用できる環境整備に取り組みました。

図書館の利用拡大に向けては、小・中学生の選書体験での意見を取り入れた本の収集や長年読み継がれている本の買替を行い、蔵書の充実を図るとともに、各年代の子どもが読書に興味・関心を高められるような展示の工夫や、

※8 赤ちゃんタイム

乳幼児を連れの方が図書館を気兼ねなく利用することができるよう、子どもの声が館内に響いても周囲の利用者から理解が得られるように設けた時間。

(平成25年5月から中央図書館明德館において毎日午前11時から午後1時まで実施。)

家族で読めるよう様々なジャンルの本を詰め合わせて貸し出す「かぞくぶっくぱっく事業」^{※9}など、子ども向けの各種事業を実施しました。

◆図書館における児童書の蔵書冊数および貸出し冊数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
蔵書冊数	159,790冊	162,028冊	160,202冊	164,118冊
新規購入冊数	3,398冊	3,543冊	3,382冊	6,617冊
貸出し冊数(個人)	261,350冊	238,356冊	228,525冊	234,419冊
貸出し冊数(団体)	15,793冊	16,216冊	18,903冊	21,186冊

[今後の課題]

(1) 乳幼児と保護者の読書活動への支援

乳幼児期は、読書に親しむきっかけづくりに大切な時期です。子どもの読書活動には、保護者など家族の影響が大きいとされていることから、「ブックスタート推進事業」や「かぞくぶっくぱっく事業」など、親子や家族で楽しめる事業の利用促進を図る必要があります。

また、乳幼児と保護者の利用が増えていることから、今後も、来館した乳幼児と保護者が周りに気兼ねすることなく、安心して図書館を利用できる環境整備に取り組む必要があります。

(2) 子どもが利用しやすい読書環境の整備

図書館は、子どもが保育所・幼稚園・認定こども園等や学校以外で読書の楽しさを知る身近な場所です。今後も、子どものニーズに応じた蔵書の充実を図るとともに、レファレンスや展示の工夫などにより、子どもが多様な本にふれるきっかけをつくるのが大切です。

また、障がいのある子どものための資料の充実に努め、すべての子どもにとって利用しやすいサービスを提供する必要があります。

(3) 関係機関との連携

子どもの読書活動を推進するためには、図書館が学校や保育所・幼稚園・認定こども園、読書関係ボランティアなど、様々な機関や団体と連携を図ることが求められており、今後も情報交換などを通じて連携強化に努める必要があります。

また、充実した図書館サービスを提供するためには、図書館で活動するボランティアとの協力が不可欠となっています。

※9 かぞくぶっくぱっく事業

子育て世帯の読書環境づくりを支援するため、様々な内容かつ世代別の本を5冊詰め合わせた福袋的なバックを用意して貸出しする事業。

(4) 読書に関する情報発信

図書館においては、図書館だよりや新刊案内等を発行するとともに、インターネットでの蔵書検索や貸出し予約、新着情報の紹介等を行っています。

今後も子どもたちが読書に関心を持てるよう、各事業のPRチラシのほか、フェイスブックやツイッターなど、様々な方法により情報を発信する必要があります。



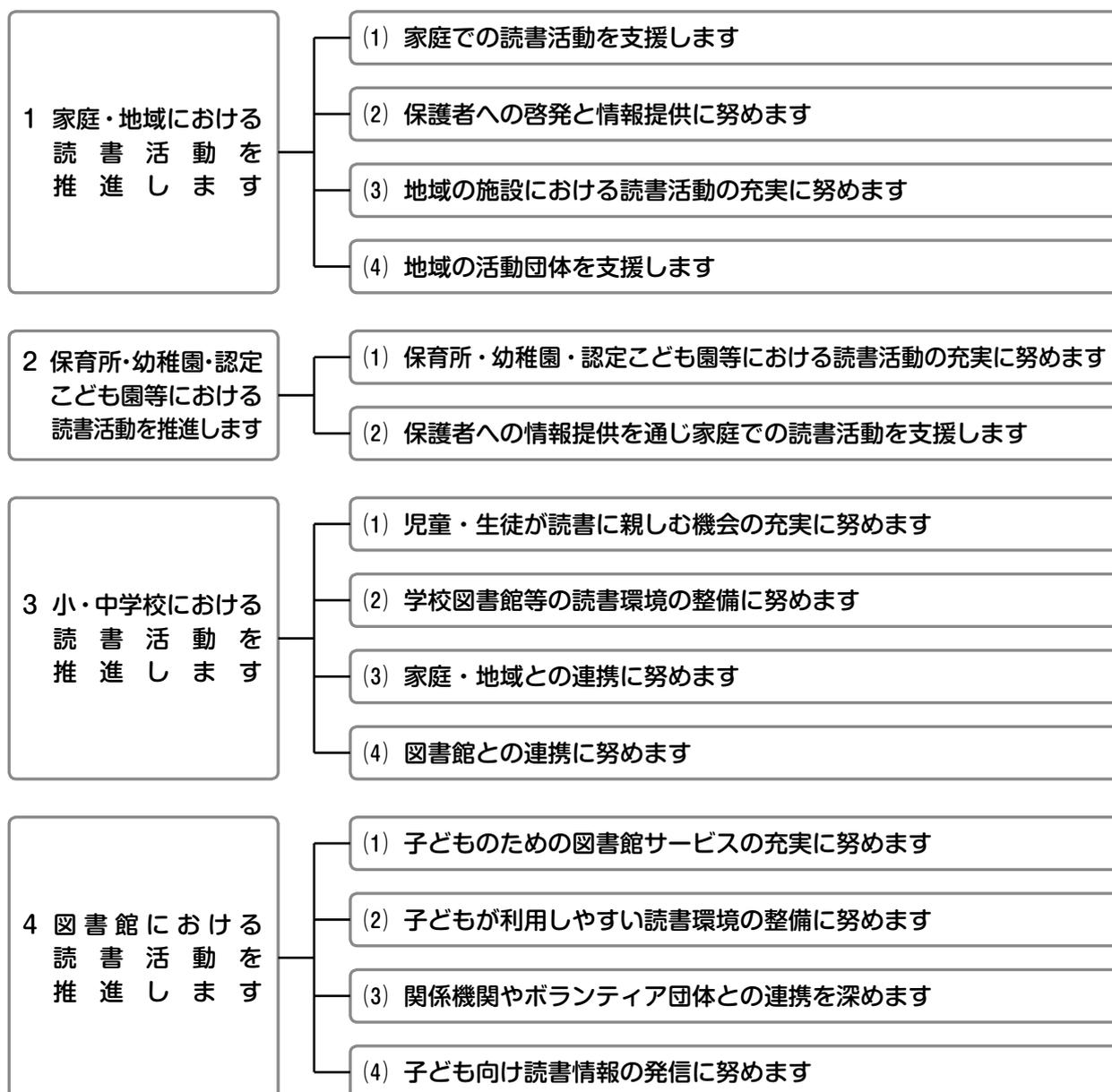
1 計画の目標

本市の子どもが、家庭や地域、学校など様々な場において、日常的に本と親しむことができる、充実した読書環境の整備を目指します

2 計画の体系

【 施 策 】

【 施策の方向 】



1 家庭・地域における読書活動を推進します

(1) 家庭での読書活動を支援します

家庭は子どもが最初に本と出会うことができる場であり、乳幼児期の読み聞かせ体験は、子どもが読書の習慣を身につける上で大切な役割を担っているとされています。

子どもが家庭で本に親しみ、読書の楽しさを体験できるよう、乳児期から本にふれる機会を提供するほか、大人も子どもと読書の楽しさや喜びを共有できる事業を実施するなど、家庭での読書活動を支援します。

また、図書館や書店等が近くにない子どもたちのために、地域を巡る移動図書館の更なる周知に努め、家庭での読書環境の充実を図ります。

【主な取組】

- 乳児とその保護者に読み聞かせを通して絵本を贈る「ブックスタート推進事業」の利用促進
- 在宅で子育てをしている家庭を対象とした「親子の絵本プラン（在宅子育てサポート事業）」の実施
- 家族で読めるよう様々なジャンルの本を詰め合わせて貸し出す「かぞくぶっくぱっく事業」の利用促進
- 図書館や各施設における親子や家族向け事業の実施
- 親子が集う場所への移動図書館の特別巡回



ブックスタート推進事業の様子



かぞくぶっくぱっくのコーナー

(2) 保護者への啓発と情報提供に努めます

子どもの読書に対する意欲や関心を高めるには、保護者が読書に興味・関心を持ち、読書の意義を理解していることが大切です。

ホームページやチラシなどで家庭での読書の大切さを周知するとともに、保護者が子どもと一緒に読書を楽しむことができるよう、子どもの年齢に合わせた選書や読み聞かせの仕方などについて情報提供に努めます。

【主な取組】

- ホームページやチラシを活用した読書の大切さの周知
- おすすめの絵本リストの配布
- おはなし会等を活用した家庭での読み聞かせアドバイスの実施
- 乳幼児学級などにおける学習機会の提供

(3) 地域の施設における読書活動の充実に努めます

子ども未来センターや各地域の市民サービスセンターの子育て交流広場など、地域の身近な施設で子どもが本に親しむ機会が得られるよう、ボランティアなどの協力を得ながら、おはなし会や読み聞かせを実施します。

また、子どもが放課後の多くの時間を過ごす児童館については、様々な本にふれることができるよう図書館の充実を図るとともに、職員の読書に関する意識の向上に努めます。

【主な取組】

- 子ども未来センターや子育て交流広場でのおはなし会の実施、絵本等の紹介
- 児童館における図書館の充実およびおはなし会の実施
- 図書館の団体貸出しの活用
- 図書館や関係機関による研修機会の活用

(4) 地域の活動団体を支援します

読み聞かせグループや子育てサークルなど地域の団体による活動は、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、読書に関する保護者の理解や関心を高めるなど、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

これらの活動を支援するため、団体向けの貸出しや選書のアドバイスなどを行い、子どもたちが身近な場所で本に親しむ環境づくりに努めます。

【主な取組】

- 図書館における団体貸出しの利用促進
- 子どもの読書に関わる活動団体へのおすすめの絵本リストの配布

2 保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動を推進します

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動の充実に努めます

子どもは、様々な遊びや絵本との出会いを通して成長していきます。

子どもが乳幼児期から本に親しむことができるよう、日々の保育や教育の中で、絵本の読み聞かせや本にふれる活動を行うとともに、図書館など関係機関と連携し、子どもの年齢や発達に応じた図書の充実や職員の読書に関する知識の向上を図り、読書の楽しさを体感できる環境づくりに努めます。

【主な取組】

- 保育士・教諭、地域のボランティア等による読み聞かせの実施
- 図書館の団体貸出しの活用
- 図書館が作成するおすすめの絵本リストや新刊案内の活用
- 図書館や関係機関による研修機会の活用

(2) 保護者への情報提供を通じ家庭での読書活動を支援します

保育所・幼稚園・認定こども園等において、絵本コーナーや園だよりなどで絵本を紹介し、子どもが家庭で様々な本にふれるきっかけをつくとともに、保育参観などでの読み聞かせや図書館で行っている事業の情報提供などを通して、保護者に対し絵本の楽しさや家庭での読み聞かせの大切さを伝えます。

【主な取組】

- 絵本コーナーや園だよりなどでの本の紹介
- 図書館で行っている事業の保護者への情報提供



保育所での読み聞かせの様子



3 小・中学校における読書活動を推進します

(1) 児童・生徒が読書に親しむ機会の充実に努めます

子どもが多くの時間を過ごす学校は、読書の習慣を身につける上で大切な役割を担っています。

子どもが読書に対する興味・関心を高め、進んで本に親しむことができるよう、学校全体での取組や発達の段階に応じた読書活動の推進を図るとともに、子どもたちが中心となった読書活動などを通して、様々な本にふれる機会の充実に努めます。

【主な取組】

- 全校読書活動の実施
- 読み聞かせやブックトークなど、発達の段階に応じた読書活動の推進
- 図書委員会などを中心とした本の紹介や読書マラソン等の実施

(2) 学校図書館等の読書環境の整備に努めます

学校図書館や教室などの図書コーナーは、子どもが本と身近にふれることができる場所です。子どもにとって魅力ある場となるよう、学習に役立つ資料のほか、子どもの興味に沿った選書に努めるとともに、書架整理や展示の工夫などにより、読書環境の整備を進めます。

また、学校図書館の効果的な活用を推進するためには、学校と図書館の更なる連携や職員の資質向上が必要であることから、学校図書館担当教員と学校図書館サポーターが共に学ぶ機会の充実に努めます。

【主な取組】

- 学校図書館図書の整備
- 教室や廊下・ホールなどの図書コーナーの充実
- 魅力ある図書館運営を促進する学校図書館サポーターの派遣
- 学校図書館担当教員と学校図書館サポーターが共に学ぶ機会の充実
- 各教科における学校図書館を活用した学習指導の推進

(3) 家庭・地域との連携に努めます

子どもたちが読書を楽しんでいると感じられるよう、保護者や地域の人材、ボランティアと連携した取組を進めます。

また、子どもの読書活動を推進するには、家庭への働きかけも大切であることから、図書委員会活動による図書だよりや図書館で行っている事業の情報提供により、保護者の読書に対する意識の高揚を図ります。

【主な取組】

- 保護者や地域の人材、ボランティアを活用した読書活動の推進
- 保護者への読書に関する情報の提供

(4) 図書館との連携に努めます

子どもの読書活動を充実させるためには、専門的な知識を持った図書館と学校が連携を図ることが必要です。

図書館が派遣する学校図書館サポーターの効果的な活用を進めるほか、図書館の団体貸出しの活用、図書館を活用した職場体験の実施、図書館で実施する選書体験や読み聞かせ体験の活用など、様々な機会を通じて連携・協力を努めます。

【主な取組】

- 図書館の団体貸出しの活用
- 図書館を活用した職場体験の実施
- 図書館が行う選書体験や読み聞かせ体験などの活用



学校図書館内の展示コーナー



中学生の選書体験

4 図書館における読書活動を推進します

(1) 子どものための図書館サービスの充実に努めます

図書館は、子どもが自分の読みたい本を自由に選び読書を楽しむ場所であるとともに、子どもの読書活動推進のための中心的役割を担います。

子どもが乳幼児期から本に興味を持ち、将来にわたって読書に親しむことができるよう、乳幼児から高校生まで各年代に合わせた図書館サービスの充実に努めます。

また、大人と子どもが一緒に楽しめる事業の実施や読書に関する情報提供などを通して、保護者の読書に対する興味・関心を高め、子どもの読書活動の推進に努めます。

【主な取組】

- 乳児とその保護者に読み聞かせを通して絵本を贈る「ブックスタート推進事業」の利用促進《再掲》
- 子どもと保護者向けのおはなし会の実施
- 小・中学生を対象とした選書体験の実施
- 高校生のおすすめ本の調査【新規】
- 家族で読めるよう様々なジャンルの本を詰め合わせて貸し出す「かぞくぶっくぱっく事業」の利用促進《再掲》
- 親子や家族向け事業の実施《再掲》



夏休み子ども調べ物ステーション



ボランティアによるおはなし会の様子

(2) 子どもが利用しやすい読書環境の整備に努めます

子どもの図書館利用を促進するため、魅力ある本の収集や障がいのある子どものための資料の充実などに努めるとともに、子どもの興味・関心を高める展示の工夫や各年代に合わせた情報コーナーの設置などにより、本との出会いの場を提供します。

また、乳幼児を連れた保護者が利用しやすい雰囲気づくりや設備の充実に努めるほか、移動図書館の巡回などにより、すべての子どもが利用しやすい読書環境の整備に努めます。

【主な取組】

- 子どもの興味・関心を高める展示の工夫
- 大活字本や点字付き絵本、朗読CDなど、障がいのある子どものための資料の充実【新規】
- 児童・生徒が選書体験で選書したおすすめ本の展示
- 中高生向けコーナーの充実
- 夏休み子ども調べ物ステーション^{*10}の充実
- ベビーカーの設置など、乳幼児を連れた家族が利用しやすい設備の充実
- 乳幼児向けのコーナーの充実
- 移動図書館の巡回

(3) 関係機関やボランティア団体との連携を深めます

子どもの読書環境をより充実させるため、学校や保育所・幼稚園・認定こども園、児童館などの関係機関と連携を深めるとともに、図書館等におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの養成や活動の支援に取り組めます。

【主な取組】

- 団体貸出しの利用促進《再掲》
- 関係機関への研修機会の提供
- ボランティアの養成
- 図書館ボランティア団体と連携した研修会の開催
- 図書館ボランティア団体の活動紹介
- おはなし会を実施している団体等の情報収集・提供【新規】

※10 夏休み子ども調べ物ステーション

中央図書館明德館において、子ども専用のカウンターを設け、小学生を対象に、司書が図書館の利用の仕方や本の探し方などを教え、夏休みの課題や調べ物について手助けを行う事業。

(4) 子ども向け読書情報の発信に努めます

子どもや保護者に読書に関する情報を広く伝えるため、ホームページやSNSなど様々な方法による情報発信に努めます。

【主な取組】

- 図書館ホームページの充実
- フェイスブックやツイッターなどSNSを活用した各種事業や新刊案内の情報提供
- 図書館だよりの発行
- 保育所・幼稚園・認定こども園等の保護者に対するおすすめの本リストの配布《再掲》
- 保育所・幼稚園・認定こども園等や小・中・高等学校へのおすすめ本リストの配布
- 「秋田市子育て情報」を活用した情報提供
- 図書館の機能や利用の仕方に関する情報の提供



中央図書館明德館の親子コーナー

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○第2次秋田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 第2次秋田市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の原案を策定するため、秋田市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の原案の策定に係る調査および検討に関すること。
- (2) 推進計画の原案の策定に関すること。
- (3) その他推進計画の原案の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって充てる委員で組織する。

- (1) 細谷教育次長
- (2) 佐藤教育次長
- (3) 教育委員会総務課長
- (4) 学校教育課長
- (5) 教育研究所長
- (6) 生涯学習室長
- (7) 中央図書館明德館長
- (8) 中央図書館明德館事務長
- (9) 土崎図書館長
- (10) 新屋図書館長
- (11) 雄和図書館長
- (12) 秋田市立小学校長のうちから教育長が指名する者
- (13) 秋田市立中学校長のうちから教育長が指名する者
- (14) 子ども育成課長
- (15) 秋田市私立幼稚園・認定こども園協会会員のうちから教育委員会が委嘱する者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は細谷教育次長、副委員長は生涯学習室長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に専門家等委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員長は、委員会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、委員長が必要とする者をもって組織し、中央図書館明德館事務長が座長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に専門家等委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習室において処理する。

- 2 ワーキンググループの庶務は、中央図書館明德館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。

○第2次秋田市子ども読書活動推進計画策定経過

月 日	内 容
平成28年7月22日	第1回策定委員会 ・第1次秋田市子ども読書活動推進計画の成果と課題について ・第2次秋田市子ども読書活動推進計画の策定について
8月3日	第1回ワーキンググループ会議 ・現状と課題、施策の方向性について
8月～9月	ワーキンググループ分科会 ・現状と課題、施策の方向性について
9月30日	第2回ワーキンググループ会議 ・第2次秋田市子ども読書活動推進計画（素案）について
10月20日	第2回策定委員会 ・第2次秋田市子ども読書活動推進計画（素案）について
11月14日	第3回策定委員会 ・第2次秋田市子ども読書活動推進計画（素案）について
11月24日	教育委員会定例会 ・第2次秋田市子ども読書活動推進計画（素案）について
12月1日	パブリックコメント（12月28日まで）
平成29年2月13日	第4回策定委員会 ・第2次秋田市子ども読書活動推進計画（案）について
3月16日	教育委員会定例会 ・第2次秋田市子ども読書活動推進計画の策定について

第2次秋田市子ども読書活動推進計画（平成29年度～平成33年度）

編集・発行 秋田市教育委員会（生涯学習室）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5810

FAX 018-888-5811

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/lf/default.htm>